【凡例】

1 法令名欄



(注) 規則とは、内閣府令、省令及び国家公安委員会規則をいう。

条項名欄

(条) (項) (号) 算用数字 - 算用数字 つき数字 (例)第25条第2項第1号 25-2

3 行政庁欄

(区分)	(記入する数字)	(警察所管法令等に係る権限者の例)
国の機関	ر 10 ٦	内閣総理大臣、国家公安委員会
都道府県の機関	ر 2 0 م	都道府県知事
<i>"</i>	「21」	都道府県公安委員会
<i>"</i>	「22」	警察署長、警察本部長等
<i>"</i>	Г29」	高速道路交通警察隊長等
その他の機関	Г40」	指定車両移動保管機関等

- 4 処分基準欄
- (1) 処分基準を定めるもの
- (2) 処分基準を定めないもの

基準を公にしないことにするもの

(理由)

ア 判断基準が「法令の定め」に尽くされているものであるから。 ・・・・ ァ イ 処分等の性質上、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを 得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めるこ とが困難であると認められるものであるから。・・・・・・・・・・ 1 ウ 全国又は都道府県に1を限って指定(認可)される法人に関係する 処分であって、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得な いものである上、当面行われる予定のないものであるから。 ゥ エ 処分の先例がなく、法令の定め以上に処分基準を具体化することが I 困難であるから。 オ 処分が稀であり、法令の定め以上に処分基準を具体化することが困 難であるから。 オ (3) 処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあるため、当該

力